

昇 降 級 規 程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人中部日本ボールルームダンス連盟（以下「本法人」という。）の定款第4条第2号、第3号及び第4号に基づき、ボールルームダンス競技に関し、必要な事項を定める。

(審議)

第2条 選手の階級は、委員会規程第2条第2項の昇降級審議委員会において、選手の成績により昇級又は降級を審議し決定する。

2 昇降級審議委員会は、前期昇降級審議委員会及び後期昇降級審議委員会とし、年2回開催する。

(1) 前期昇降級審議委員会は、前年度7月1日から当該年度6月30日までの成績に基づいて審議し、6月までの最終競技会終了後3週間以内に開催する。

(2) 後期昇降級審議委員会は、当該年度1月1日から12月31日までの成績に基づいて審議し、当該年度の最終競技会終了後3週間以内に開催する。

3 プロ、アマ、シニア及びグランドシニアの昇級基準は、別表1、2、3による。

別表1

【プロ】

級	昇 級 基 準	昇級期日
B → A	(1) 前年度7月1日から当該年度6月30日までの 獲得点数が第6条第1項の必要点数に達したとき。	7月1日
C → B		
D → C	(2) 当該競技年度1月1日から12月31日までの 獲得点数が第6条第1項の必要点数に達したとき。	翌年の 1月1日

別表2

【アマ】

級	昇 級 基 準	昇級期日
B → A	(1) 前年度7月1日から当該年度6月30日までの 獲得点数が第7条第1項の必要点数に達したとき。	7月1日
C → B		
D → C	出場組数の10%以内の順位を得たとき。 (端数四捨五入)	即日昇級
ノービス→D	出場組数の20%以内の順位を得たとき。 (端数四捨五入)	即日昇級

別表 3

【シニア及びグランドシニア】

級	昇 級 基 準	昇級期日
B → A	(1) 前年度7月1日から当該年度6月30日までの 獲得点数が第8条第1項の必要点数に達したとき。	7月1日
C → B	(2) 当該競技年度1月1日から12月31日までの 獲得点数が第8条第1項の必要点数に達したとき。	翌年の 1月1日
D → C	出場組数の20%以内の順位を得たとき。 (端数四捨五入)	即日昇級

(競技年度)

第3条 競技年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(適用競技会)

第4条 この規程は、中部日本ダンス選手権及び競技規程第2条第1項第2号の競技会について適用する。

(獲得点数)

第5条 競技規程第2条第1項第2号の競技会における、出場組数に対する入賞選手の獲得点数は、次のとおりとする。

出場組数	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	準決勝
2～ 5	4	2					
6～ 10	5	4	2				
11～ 20	6	5	4	2			
21～ 30	8	6	5	4	2		
31～ 40	10	8	6	5	4	2	
41～ 60	12	10	8	6	5	4	2
61～ 80	13	11	9	7	6	5	3
81～ 100	14	12	10	8	7	6	4
101～ 120	15	13	11	9	8	7	5
121～ 140	16	14	12	10	9	8	6
141～	17	15	13	11	10	9	7

2 第1項の競技会において、B級又はC級の選手が上位級に挑戦し決勝に入賞したときは、第1項の点数獲得組数の範囲内において自己級の成績に換算して得点を与える。

3 第1項の競技会において、プロD級の選手が上位級に挑戦し決勝に入賞したときは、第1項の点数獲得組数の規定にかかわらず、自己級の順位に換算して得点を与える。

4 プロ混合級競技会における下位級選手に対する獲得点数等は、次のとおりとする。

混合級	獲得点数等
プロ	① 下位級の選手が決勝に入賞したときは、第1項の点数獲得組数の規定にかかわらず、自己級の順位に換算して得点を与える。

5 アマ、シニア、及びグランドシニアの混合級競技会における下位級選手に対する獲得点数等は、次のとおりとする。

混合級	獲得点数等
アマ、シニア グランドシニア A、B級 B、C級	① 下位級の選手が決勝に入賞したときは、第1項の点数獲得組数の範囲内において、自己級の順位に換算して得点を与える。 ② 第1項の出場組数21組以上の競技会において下位級の選手が準決勝に入賞したときは、第5位の獲得点数を与える。
アマ、シニア グランドシニア C、D級	① D級の選手が決勝に入賞し第1項の点数獲得組数の範囲内のときは、即日、C級に昇級する。 ② 前号において出場組数21組以上で点数獲得組数の範囲外のときは、第6位まで、即日、C級に昇級する。

6 中部日本ダンス選手権における入賞選手の獲得点数は、次のとおりとする。

1位	2位	3位	4位	5位	6位	準決勝
15	13	11	9	8	7	4

7 前項の選手権においてB級又はC級の選手が決勝に入賞したときは、自己級の成績に換算して得点を与える。

8 前項の選手が準決勝に入賞したときは、第6位の獲得点数を与える。

9 プロB級選手権における入賞選手の獲得点数は、次のとおりとする。

1位	2位	3位	4位	5位	6位	準決勝
10	8	7	6	5	4	2

10 前項の選手権においてC級又はD級の選手が決勝に入賞したときは、自己級の成績に換算して得点を与える。

(プロ昇級規定)

第6条 プロ・スタンダード及びラテンアメリカン選手の昇級に必要な点数は、次のとおりとする。

昇級	必要点数	
	スタンダード	ラテンアメリカン
D → C	15	12
C → B	25	18
B → A	30	20

(アマ昇級規定)

第7条 アマ・スタンダード及びラテンアメリカン選手のB級以上への昇級に必要な点数は、次のとおりとする。

昇級	必要点数	
	スタンダード	ラテンアメリカン
C → B	25	18
B → A	33	25

2 アマノービス級スタンダード及びラテンアメリカン選手のD級への昇級は、即日昇級とし次のとおりとする。

ノービス級 → D級 (20%)	
出場組数	昇級順位
3～7	1位のみ
8～12	2位まで
13～17	3位まで
18～22	4位まで
23～27	5位まで
28～32	6位まで
33以上	6位まで

3 アマD級スタンダード及びラテンアメリカン選手のC級への昇級は、即日昇級とし次のとおりとする。

D級 → C級 (10%)	
出場組数	昇級順位
5～14	1位のみ
15～24	2位まで

D 級 → C 級 (10%)	
出 場 組 数	昇 級 順 位
2 5 ~ 3 4	3 位まで
3 5 ~ 4 4	4 位まで
4 5 ~ 5 4	5 位まで
5 5 ~ 6 4	6 位まで
6 5 以上	6 位まで

- 4 D級の選手がC級に挑戦し決勝以上に入賞したときは、第5条第1項の点数獲得組数の範囲内において、即日、C級に昇級する。
- 5 前項において出場組数21組以上で点数獲得組数の範囲外のときは、第6位まで、即日、C級に昇級する。
- 6 第5条第1項の出場組数41組以上の競技会においてD級の選手がC級に挑戦し準決勝に入賞したときは、即日、C級に昇級する。
- 7 競技会において、2種目以上を単科で行ったとき、各種目の昇級者が重複しても次点者をとらない。

(シニア及びグランドシニア昇級規定)

第8条 スタンダード及びラテンアメリカン選手のB級以上への昇級に必要な点数は、次のとおりとする。

昇 級	必 要 点 数	
	スタンダード	ラテンアメリカン
C → B	20	15
B → A	25	20

- 2 D級のスタンダード及びラテンアメリカン選手のC級への昇級は、即日昇級とし次のとおりとする。

D 級 → C 級 (20%)	
出 場 組 数	昇 級 順 位
3 ~ 7	1 位のみ
8 ~ 12	2 位まで
13 ~ 17	3 位まで
18 ~ 22	4 位まで
23 ~ 27	5 位まで
28 ~ 32	6 位まで
33 以上	6 位まで

- 3 D級の選手がC級に挑戦し決勝に入賞したときは、第5条第1項の点数獲得組数の範囲内において、即日、C級に昇級する。
- 4 前項において出場組数21組以上で点数獲得組数の範囲外のときは、第6位まで、即日、C級に昇級する。
- 5 第5条第1項の出場組数41組以上の競技会においてD級の選手がC級に挑戦し準決勝に入賞したときは、即日、C級に昇級する。
- 6 競技会において、2種目以上を単科で行ったとき、各種目の昇級者が重複しても次点者をとらない。

(プロ降級規定)

第9条 プロ・スタンダードD級及びラテンアメリカンD級選手の当該競技年度内の競技会出場義務回数は3回以上とし、これに満たない選手は降級する。

- 2 プロ・スタンダードC級以上及びラテンアメリカンC級以上の選手の降級規定は、次のとおりとする。但し、当該競技年度内の競技会出場義務回数は3回以上とし、これに満たない選手は降級する。

降 級	降 級 規 定
A → B	当該競技年度内に、準決勝以上に1回以上、入賞する成績が得られなかったとき。
B → C	当該競技年度内に、自己級準決勝以上に1回以上入賞する成績が得られなかったとき。
C → D	当該競技年度内に、自己級1次予選を1度も通過できなかったとき。

- 3 当該競技年度内に当該級別競技会が4回以上開催されなかった場合には、第1項及び第2項の降級規定を適用しない。
- 4 下位級の選手が上位級に挑戦し第1予選を通過したときは、自己級の第2予選を通過したものと同等と認め、その実績を与える。
- 5 当該競技年度途中(7月1日付け)で昇級した選手は、その競技年度内は降級規定の適用を受けない。但し、C級以上の選手は当該競技年度の7月から12月までの競技会出場義務回数を2回以上とし、これに満たない選手は、降級する。
- 6 休場期間中及び産休期間中は、降級規定の適用を受けない。但し、その競技年度内における出場可能期間において、可能な限り出場するものとする。

(アマ降級規定)

第10条 アマ・スタンダードC級以上及びラテンアメリカンC級以上の選手の降級規定は、次のとおりとする。

降 級	降 級 規 定
A → B	当該競技年度内に、準決勝以上に1回以上、入賞する成績が得られなかったとき。
B → C	当該競技年度内に、自己級2次予選を1度も通過出来なかったとき、又は1次予選を2回以上通過できなかったとき。 但し、その競技年度内に8回以上競技会に出場した選手は、上記降級規定の適用を受けない。
C → D	当該競技年度内に、自己級1次予選を1度も通過出来なかったとき。 但し、その競技年度内に8回以上競技会に出場した選手は、上記降級規定の適用を受けない。

- 2 下位級の選手が上位級に挑戦し第1予選を通過したときは、自己級の第2予選を通過したものと同等と認め、その実績を与える。
- 3 当該競技年度内に当該級別競技会が4回以上開催されなかった場合には、第1項の降級規定を適用しない。但し、1度も競技会に出場しなかったものは、降級する。
- 4 D級登録選手が、当該競技年度内に1度も競技会に出場しなかったときは降級する。但し、当該競技年度途中でD級に昇級した場合には、その競技年度内は降級規定の適用を受けない。
- 5 当該競技年度途中でD級からC級に昇級した選手は、その競技年度内は降級規定の適用を受けない。
- 6 当該競技年度途中(7月1日付け)でC級からB級に昇級した選手及びB級からA級に昇級した選手は、その競技年度内は降級規定の適用を受けない。但し、当該競技年度の7月から12月までの競技会出場義務回数は2回以上とし、これに満たない選手は、降級する。
- 7 休場期間中及び産休期間中は、降級規定の適用を受けない。但し、その競技年度内における出場可能期間において、可能な限り出場するものとする。

(シニア及びグランドシニア降級規定)

第11条 シニア及びグランドシニア・スタンダードC級以上、シニア及びグランドシニア・ラテンアメリカンC級以上の選手の降級規定は、次のとおりとする。

降 級	降 級 規 定
A → B	当該競技年度内に、準決勝以上に1回以上、入賞する成績が得られなかったとき。 但し、その競技年度内に5回以上競技会に出場した選手は、上記降級規定の適用を受けない。
B → C	当該競技年度内に、自己級2次予選を1度も通過出来なかったとき、又は1次予選を2回以上通過できなかったとき。 但し、その競技年度内に4回以上競技会に出場した選手は、上記降級規定の適用を受けない。
C → D	当該競技年度内に、自己級1次予選を1度も通過出来なかったとき。 但し、その競技年度内に4回以上競技会に出場した選手は、上記降級規定の適用を受けない。

- 2 下位級の選手が上位級に挑戦し第1予選を通過したときは、自己級の第2予選を通過したものと同等と認め、その実績を与える。
- 3 当該競技年度内に当該級別競技会が5回以上開催されなかった場合には、第1項の降級規定を適用しない。但し、1度も競技会に出場しなかったものは、降級する。
- 4 当該競技年度途中でD級からC級に昇級した選手は、その競技年度内は降級規定の適用を受けない。
- 5 当該競技年度途中(7月1日付け)でC級からB級に昇級した選手及びB級からA級に昇級した選手は、その競技年度内は降級規定の適用を受けない。但し、当該競技年度の7月から12月までの競技会出場義務回数は2回以上とし、これに満たない選手は、降級する。
- 6 休場期間中及び産休期間中は、降級規定の適用を受けない。但し、その競技年度内における出場可能期間において、可能な限り出場するものとする。

(全日本級選手権大会等)

第12条 全日本級選手権大会等の昇降級適用について、次のとおり定める。

- (1) 全日本級選手権大会において第1予選を通過した選手は、中部日本ダンス選手権大会の準決勝に入賞したものと同等と認め、その入賞実績および獲得点数を与える。

- (2) 前項の全日本級選手権大会は、日本インターナショナルダンス選手権大会、J B D F プロフェッショナルダンス選手権大会、全日本アマチュアダンス選手権大会及び全日本選抜ダンス選手権大会とする。
- (3) 前号以外の全日本級選手権大会においては、その都度、協議決定する。
- (4) 名古屋インターナショナルダンス選手権大会及び全国級競技会における入賞選手の獲得点数は、第5条第6項、第7項及び第8項を適用する。
- (5) 前項において出場組数に対する点数獲得組数は、第5条第1項を適用する。

(補則)

第13条 この規程に定めることのほか、競技選手の昇級及び降級に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この規程は、令和 2年 1月 1日からこれを施行する。

附 則

この規程は、令和 2年 2月 13日からこれを施行する。

附 則

この規程は、令和 3年 1月 1日からこれを施行する。

附 則

この規程は、令和 4年 1月 1日からこれを施行する。